

第2回智頭町議会定例会会議録

令和5年6月8日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第52号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5. 議案第53号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6. 議案第54号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7. 議案第55号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8. 議案第56号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 第 9. 議案第57号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10. 議案第58号 令和5年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第11. 議案第59号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第12. 議案第60号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13. 議案第61号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第14. 議案第62号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第15. 議案第63号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第16. 議案第64号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第17. 議案第65号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第18. 議案第66号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第19. 議案第67号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第20. 議案第68号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第21. 議案第69号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第22. 議案第70号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第23. 議案第71号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第24. 議案第72号 智頭町農業委員会委員の任命について

- 第 25. 議案第 73 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 26. 議案第 74 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 27. 議案第 75 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 28. 議案第 77 号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第 29. 議案第 78 号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について
- 第 30. 議案第 79 号 字の区域の変更について
- 第 31. 報告第 1 号 令和 4 度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 32. 報告第 2 号 放棄した債権の報告について
- 第 33. 報告第 3 号 法人の経営状況について
- 第 34. 議案第 76 号 工事請負契約の締結について
- 第 35. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 52 号 令和 5 年度智頭町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5. 議案第 53 号 令和 5 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6. 議案第 54 号 令和 5 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7. 議案第 55 号 令和 5 年度智頭町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8. 議案第 56 号 令和 5 年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9. 議案第 57 号 令和 5 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 10. 議案第 58 号 令和 5 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 11. 議案第 59 号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第 12. 議案第 60 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 13. 議案第 61 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 14. 議案第 62 号 智頭町農業委員会委員の任命について

- 第15. 議案第63号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第16. 議案第64号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第17. 議案第65号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第18. 議案第66号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第19. 議案第67号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第20. 議案第68号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第21. 議案第69号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第22. 議案第70号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第23. 議案第71号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第24. 議案第72号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第25. 議案第73号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第26. 議案第74号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第27. 議案第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第28. 議案第77号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第29. 議案第78号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について
- 第30. 議案第79号 字の区域の変更について
- 第31. 報告第1号 令和4度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第32. 報告第2号 放棄した債権の報告について
- 第33. 報告第3号 法人の経営状況について
- 第34. 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 第35. 陳情について

1. 会議に出席した議員（10名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 仲井 莖 | 2番 西尾 寿樹 |
| 3番 岡田 光弘 | 5番 宮本 行雄 |
| 6番 田中 賢 | 7番 谷口 翔馬 |
| 8番 波多 恵理子 | 10番 大河原 昭洋 |
| 11番 安道 泰治 | 12番 谷口 雅人 |

1. 会議に欠席した議員（1名）

4番 藤田 浩 祐

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	國 岡 厚 志
企 画 課	長	酒 本 和 昌
税務住民課長兼水道課長		西 川 公 一 郎
教 育 課	長	竹 内 学
地 域 整 備 課	長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	原 田 誠 之
福 祉 課	長	山 本 洋 敬
会 計 課	長	前 田 美 由 紀
総 務 課 参 事		川 本 均
病 院 事 務 部 長		福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	福 安 充 子
書 記	吉 田 光 一
書 記	寺 谷 圭 祐

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第2回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、田中賢議員、7番、谷口翔馬議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間と決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和5年5月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、5月31日付をもって町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4. 議案第 5 2 号から日程第 3 0. 議案第 7 9 号まで 2 8 案
日程第 3 1. 報告第 1 号から日程第 3 3. 報告第 3 号まで 3 報告
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第 4、議案第 5 2 号「令和 5 年度智頭町一般会計補正予算（第 2 号）」から、日程第 3 0、議案第 7 9 号「字の区域の変更について」までの 2 8 議案、及び日程第 3 1、報告第 1 号「令和 4 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、日程第 3 3、報告第 3 号「法人の経営状況について」までの 3 報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、令和 5 年第 2 回定例町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところ出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

議案第 5 2 号から議案第 5 8 号までは、補正予算についてです。

議案第 5 2 号 令和 5 年度智頭町一般会計補正予算（第 2 号）について、主なものを説明します。

まず、各費目に共通して、4 月の人事異動等に伴う人件費の調整を行っていません。

総務費の財産管理費では、旧土師小学校の滅菌装置点検に係る手数料を計上しています。

まちづくり推進費の水力発電周辺地域整備事業では、事業費の組み替えを、移住定住促進事業では、U J I ターン住宅支援事業費の増額のほか、平野邸の利活用を目的とする空き家対策総合支援事業が国補助事業として内示を受けたことに伴う事業費補助金を、また、県外から智頭農林高校生を受入れるため、空き家等を活用して寮として空き家を整備する補助金をそれぞれ計上しています。

地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、旧山形小学校の雨樋緊急修繕に要する経費を計上しています。

交通政策費の共助交通運行事業では、電話受付に対応するための職員時間外勤

務手当の増額のほか、住民ドライバー増員に伴う運行システム使用料の増額を、また、オペレーションセンターの新規設置に伴う経費及び共助交通推進員の増員に要する経費を計上しています。

諸費の諸税等還付金では、過年度分国県支出金返還金の増額を計上しています。

民生費の社会福祉総務費では、非課税世帯給付金の給付に要する経費を計上しています。

障害福祉費では、在宅生活支援事業補助金の上限額引上げに伴う補助金の増額のほか、重度障がい児支援事業及び訪問入浴サービス事業の利用増に伴う補助金及び扶助費の増額をそれぞれ計上しています。

老人福祉費では、事業の人件費調整に伴い、介護保険事業特別会計繰出金を減額しています。

保育園費では、保護者研修会及び職員スキルアップ研修に係る講師謝金の増額のほか、遊具及び正面玄関自動ドアの修繕に要する経費を計上しています。

生活保護総務費では、生活保護基準の改定に伴うシステム改修委託料の増額のほか、住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金を、また、生活困窮者世帯への光熱水費支援のための生活困窮者応援給付金の追加給付に伴う経費を計上しています。

衛生費の予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業のコールセンター廃止に伴い、新たに受付電話を設置する経費を計上しています。

保健センター管理費では、屋根修繕費及び施設警備委託料を増額しています。

上水道施設費、農業費の農業集落排水費及び土木費の下水道費では、各事業の人件費調整に伴い、それぞれの事業会計繰出金を増額しています。

農林水産業費の林業振興費、森づくり作業道整備事業では、本年1月の豪雪により発生した搬出道への倒木被害に対応するため補助金の増額を、木の宿場プロジェクト推進事業では、薪ボイラー等の施設修繕に要する経費を、林業事業体等支援事業では、林業機械の導入に係る補助金の増額のほか、倒木となるおそれがある危険木の事前伐採に係る補助金を、また、地域通貨による地域経済活性化促進事業では、原油価格や物価の高騰などにより疲弊した地域経済の活性化のため、地域通貨「杉小判」1人5枚、5,000円分を全町民に配布する経費をそれぞれ計上しています。

商工費の商工振興費では、町内誘致企業の事業拡大に伴う企業立地促進補助金

及び新規創業・開業支援事業補助金を増額しています。

観光費の観光事業では、物価高騰の影響により、那岐山展望台新設工事費を増額しています。

消防費の防災費では、防災公園整備測量委託及び防火水槽設計委託に要する経費を計上しています。

教育費の事務局費では、児童・生徒等の置き去りを防ぐため、特別支援学校への通学送迎車に置き去り防止装置を設置する経費のほか、英語指導助手の帰国に係る経費を、また、新規の英語指導助手の通勤手当を、また、スクールバスに置き去り防止装置を設置する経費を計上しています。

小学校、中学校事業では、エアコン保守点検委託料の増額をそれぞれ計上しています。

社会教育費では、青少年市町村民会議ブロック研修会が本町で開催されることに伴い会場使用料を、文化財整備活用事業では、地域おこし協力隊に係る事業費の組み替えのほか、歴史の道支障木伐採手数料の増額を、また、土地借地料及び伝統的建造物群保存地区保存整備費補助金の増額をそれぞれ計上しています。

体育振興費では、八頭郡の小中学生を対象とした野球教室実施に伴う補助金を、体育施設費では、智頭温水プール休業に伴う補償費をそれぞれ計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、1億9,076万9,000円の増額であり、補正後の予算総額は、68億8,879万3,000円となります。

議案第53号から議案第58号までは、特別会計及び公営企業会計の補正予算であり、主に4月の人事異動等による人件費の調整を行っています。

議案第53号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、人事異動等による人件費の調整に伴い、重層的支援体制整備事業に係る一般会計への繰出金を減額しています。

議案第54号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）では、火災報知設備等の修繕料を増額しています。

議案第55号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第1号）では、国庫補助金の内示に伴う財源組み替え及び事業費の調整を行っています。

議案第56号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）では、県発注の県道津山智頭八東線米倉谷橋改良工事に伴う下水道管の移設工事費を計上しています。

議案第57号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）では、県発注の県道津山智頭八東線の米倉谷橋改良工事に伴う水道管の移設工事費を計上しています。

議案第58号 令和5年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」に係る一般会計からの繰入金を計上するとともに、警備委託料を増額しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第59号 智頭町消防団条例の一部改正については、団員定数を347人とするものです。

次に人事案件です。

議案第60号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員、寺坂英之氏の任期が本年8月29日で満了となることに伴い、引き続き同氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第61号から議案第74号については、いずれも智頭町農業委員会委員の任命についてです。委員の任期が本年7月19日で満了となることに伴い、草刈満男氏、以下14名を委員に任命したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、本年9月30日で任期満了となる杉村さよ子氏の退任に伴い、新たに小屋本弥生氏を推薦したいので、本議会の意見を求めるものです。

議案第76号 工事請負契約の締結については、智頭町定住促進住宅新築工事の工事請負契約を締結することについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第77号 工事請負契約の締結についての一部変更については、令和4年8月12日議決、令和4年12月14日一部変更議決の旧那岐小学校改修工事第二期工事の請負金額を増額することについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第78号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止については、鳥取市の焼却施設での焼却業務並びに委託事務の廃止の協議をすることについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第79号 字の区域の変更については、大字中原地内の地籍調査事業実施に伴い、大字中原地内の字の区域を一部変更することについて、本議会の議決を求めるものです。

最後に、報告案件です。

令和4年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書については、一般管理費ほか17事業の繰越状況について報告するものです。

また、令和4年度に放棄した債権及び智頭町土地開発公社の令和4年度の経営状況について、それぞれ報告するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第52号から日程第30、議案第79号までの28議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第52号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、補正予算書1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第52号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出の総額に1億9,076万9,000円を増額し、それぞれ68億8,879万3,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和5年度6月補正予算概要と補正予算書により説明させていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がございますが、ご了承いただきたいと思います。

概要書1ページ、補正予算書では13ページの議会費及び総務費の一般管理費では、4月の人事異動に伴う人件費の調整をしております。

同じく、13ページの財産管理費の公共施設管理事業では、旧土師小学校の井水滅菌装置点検に係る手数料の増額を計上をしております。

14ページのまちづくり推進費のまちづくり事務費では、人件費の調整を、水力発電周辺地域整備事業では、事業費の組み替えを、移住定住促進事業では、UJIターン住宅支援事業費補助金2件分の増額のほか、平野邸の利活用を目的とする空き家対策総合支援事業が国補助事業として内示を受けたことに伴う空き家対策総合支援事業補助金を、また、空き家などを活用して若者の本町への定着を促進することを目的とし、県外から智頭農林高校生を受入れるための寮として整備する若者地域定着促進事業費補助金をそれぞれ計上しています。

同じく14ページの地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、旧山形小学校の雨樋緊急修繕に要する経費を計上しています。

14ページから15ページにかけての交通政策費の共助交通運行事業では、電話受付に対応するための職員時間外勤務手当の増額のほか、住民ドライバー増員に伴う運行管理システム使用料の増額を、また、オペレーションセンターの新規設置に伴う経費及び共助交通推進員の増員に要する経費を計上しています。

15ページの諸費の諸税等還付金では、令和4年度新型コロナワクチン接種対策国庫負担金などの過年度分国県支出金返還金を増額しています。

15ページから17ページにかけての税務総務費、戸籍住民基本台帳費及び統計調査総務費では、人件費の調整を行っております。

17ページの民生費の社会福祉総務費では、人件費の調整を行うとともに、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり一律3万円を給付する非課税世帯給付金の給付に要する経費を計上しています。

18ページの国民年金費では、人件費の調整を行っております。

障害福祉費では、上限額引上げなどにより、重度障がい児者支援事業補助金及び障がい児者在宅生活支援事業補助金の増額を、地域生活支援事業では、訪問入浴サービス事業の利用増加に伴う扶助費の増額をしています。

同じく18ページの老人福祉費では、人件費の調整を行うとともに、事業の人件費調整に伴う介護保険事業特別会計繰出金を減額しています。

19ページの、また、概要書では2ページとなる同和対策費の人権同和対策事業及び社会福祉施設費の隣保館運営費では、人件費の調整を行っております。

19ページから20ページにかけての子育て支援推進費では、人件費の調整を、保育園費のちづ保育園事務費では、人件費の調整を行うとともに、保護者研修会

及び職員スキルアップ研修に係る講師謝金の増額のほか、遊具及び正面玄関自動ドアの修繕に要する経費を計上しています。

21ページの児童館費では、人件費の調整を行うとともに、排煙窓の修繕範囲拡大などに伴う修繕料を増額しています。

21ページから22ページにかけての生活保護総務費では、人件費の調整を行うとともに、生活保護基準の改定に伴うシステム改修委託料の増額のほか、生活困窮者自立相談支援事業では、住民税均等割世帯に対して、1世帯当たり一律1万5,000円を給付する住民税均等割世帯臨時特別給付金を、また、生活困窮者世帯への光熱水費支援のための生活困窮者応援給付金の追加給付に伴う経費を計上しています。

22ページの衛生費の保健衛生総務費では、人件費の調整を行っております。

23ページの予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、コールセンターの廃止に伴い、新たに受付電話を福祉課に設置する経費を計上しています。

同じく23ページの保健師設置費では、人件費の調整を行っております。

また、保健センター管理事業では、ほのぼの屋根修繕及び施設警備委託料を増額しています。

同じく23ページの上水道施設費では、人件費調整に伴い、上水道事業会計繰出金を増額しています。

24ページの病院施設費では、エネルギー等価格高騰支援対策として、病院事業会計繰出金を増額しています。

24ページから25ページにかけての、概要書では2ページから3ページとなる農業委員会費、農業総務費及び地籍調査費では、人件費の調整を行っております。

25ページの農業集落排水費では、人件費調整に伴い、農業集落排水事業会計繰出金を増額しています。

同じく25ページの林業総務費では、人件費の調整を行っております。

25ページから26ページにかけての林業振興費の森づくり作業道整備事業では、本年1月の豪雪により発生した搬出道への倒木被害に対応するため、智頭材搬出道維持改良支援事業費補助金の増額を、木の宿場プロジェクト推進事業では、薪ボイラー等の施設修繕に要する経費を、林業事業体等支援事業では、林業機械の導入に係る智頭林業機械化促進事業費補助金の増額を、雪害などにより倒木と

なるおそれがある危険木の事前伐採に係る智頭町危険木事前伐採推進事業費補助金をそれぞれ計上しています。

また、地域通貨による地域経済活性化促進事業では、原油価格や物価の高騰などにより疲弊した地域経済の活性化のため、地域通貨「杉小判」1人5枚、5,000円分を全町民に配布する経費を計上しています。

同じく26ページの商工費、商工振興費では、町内誘致企業の事業拡大に伴う企業立地促進補助金及び新規創業・開業支援事業補助金を増額しています。

また、同じく26ページの観光費、観光施設管理事業では、物価高騰の影響により、那岐山展望台新設工事費を増額しています。

26ページから27ページにかけての土木総務費では、人件費の調整を行っております。

27ページの下水道事業費では、人件費調整に伴い、公共下水道事業会計繰出金を減額しています。

同じく27ページの住宅管理費、町営住宅管理事業では、人件費の調整を行っております。

28ページの防災費では、旧あたご保育園及び周辺を防災公園として整備する防災公園整備測量委託及び防火水槽設計委託に要する経費を計上しています。

同じく28ページの教育費の事務局費では、人件費の調整を行うとともに、児童・生徒等の置き去りを防ぐため、特別支援学校への通学送迎車に置き去り防止装置システムを設置する経費を、外国語指導助手招致事業では、英語指導助手の帰国に係る経費を、また、新規の英語指導助手の通勤手当を、スクールバス運行管理事業では、スクールバスに置き去り防止装置を設置する経費を計上しています。

29ページ、概要書では4ページとなる学校運営費の小学校事業及び中学校事業では、エアコン保守点検委託料の増額をそれぞれ計上しています。

同じく29ページの、社会教育総務費の社会教育費では人件費の調整を、社会教育事業費では、青少年市町村民会議ブロック研修会が本町で開催されることに伴い、会場使用料を増額しています。

29ページから30ページにかけての文化財整備活用事業では、地域おこし協力隊に係る事業費の組み替えのほか、歴史の道支障木伐採手数料の増額を、また、土地借地料及び伝統的建造物群保存地区保存整備費補助金の増額をそれぞれ計上

しています。

30ページの図書館費では、人件費の調整を行っております。

31ページの保健体育総務費、体育振興費では、八頭郡の小中学生を対象とした野球教室実施に伴う補助金の増額を、学校給食費では人件費の調整を、体育施設管理費では、智頭温水プール休業に伴う補償費をそれぞれ計上しています。

以上、合計1億9,076万9,000円の増額補正となっております。

次に、歳入についてでございますが、予算書2ページのとおり、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑については、歳入・歳出、債務負担行為並びに地方債補正の3区分に分けて行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 11ページのこれは繰越金ですね。令和4年度の繰越金が充てられているというふうに認識しているんですけども、補正等の主な財源になっているという認識でおります。その中で、この繰越金っていうものの総額っていうのは、どっかに記載されているのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 繰越金については、現在、令和4年度の決算の最終の調整といいますか、締めを行っているところですので、合計としては、数千万円になる予定でございます。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） まだ最終的なところは出ていないということなんですけども、ある程度これぐらいは繰越金として財源として見込めるという、見込み

での計上という認識でよろしいんですか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 繰越金の一部を見込んでということで間違いございません。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、谷口翔馬議員。

○7番（谷口翔馬） 本冊18ページの障害福祉費、訪問入浴サービス事業です。当初で11万4,000円上がっていきまして、このたび利用増ということで、10万5,000円増というふうになっているんですけど、これは何人ぐらいの増なのか教えてください。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 訪問入浴サービスの事業についてです。当初予算では、利用者がなかったため、2か月分、1名で計上しておりましたが、その後利用者が出まして、12か月分になったことによりまして、あとの10か月分を増額をいたしたところです。

○議長（谷口雅人） 7番、谷口翔馬議員。

○7番（谷口翔馬） でいいますと、1名のままで、その期間が延びたということでしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 1名のままといいますが、0名から1名になったということでしょうか。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 本冊の15ページ、諸費の償還金利子及び割引料650万円の内訳を教えてください。先ほどコロナ等の関係と言われましたが、ほかにあるようであれば、それを教えてください。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 新型コロナワクチン接種対策国庫補助金のほかには、国庫負担金等、これは令和4年度、令和3年度分の繰り越し分も含めて、それプラス令和4年度電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る還付金ということでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊の25ページ、林業振興費の修繕料で薪ボイラーの修繕ということで説明がありましたけども、内容についてもう少し詳しく教えてください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 木の宿で使っています温水プールの薪ボイラーのポンプの水漏れ、それから、フォークリフトのオイル漏れ等の修繕ということがあります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） フォークリフトはフォークリフトであれなんですけども、薪ボイラーに関しては、もう七、八年ぐらいになるのかな、経年劣化っていうことですか、このポンプの水漏れっちゃうのは。そういう認識でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 薪ボイラーにつきましては、平成27年度から稼働してまして、おっしゃるように、経年劣化が進んでいるということが原因だろうというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 大体こういう機械もんっていったら、大体10年とか12年とかってよく言われるんですけど、認識としては、大体どれぐらい使えるものっていうふうに考えておられるのか、そのあたりいかがですか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） いわゆる耐用年数、政令で定める耐用年数、ちょっとこの場で正確な数字は把握しておりませんが、そこは確認しておきます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 26ページの、これも同じく林業振興費です。智頭町危険木事前伐採推進事業補助金、600万円計上されております。まずは調査からスタートということになろうかと思うんですけども、これは、ですから見込みという意味合いでよろしいんですか、この補助金ちゅうのは。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 現時点では、ある程度の見込みということになりますが、先月16日に倒木被害防止減災対策連絡会が設立されました。县市町村森林組合、電気事業者、通信事業者が連携しながら、事前伐採候補箇所の現地調査を行った上で、実施箇所の選定に取り組んでいくという段取りになってございます。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） これは、あくまでも事業の補助金だと思うんで、600万円っていうのは説明がしづらいかもしれませんが、どの場所とか、どの程度とか、そういうのがある程度考えておられることがあったら、そのあたりを説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） これまでの集落の孤立状況等々を踏まえて、県のほうである程度の想定はしてございます。智頭町内では、3か所程度の想定ということで、1か所当たりの上限が400万円ということで、1,200万円、その2分の1を支援するということであります。県と町の協調支援ということで、県、町それぞれ4分の1ずつの負担ということであります。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

1番、仲井議員。

○1番（仲井 莖） 14ページのまちづくり推進費の中の空き家対策総合支援事業補助金5,000万円あるんですけども、詳しい内容を教えてください。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これにつきましては、総務課長からも説明があったと思いますけども、旧平野邸の整備において、国の空き家総合整備事業の国庫交付金が内示をいただきましたので、その利活用について公募をかけて、その利活用をされている、していただけるような業者に支援をするというようなことを考え

ております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

7番、谷口翔馬議員。

○7番（谷口翔馬） 本冊26ページ、林業振興費、地域経済活性化促進交付金、これ杉小判のことだと思えますけど、いつ頃配布予定で、使用期間はいつ頃を想定しているのか教えてください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 補正予算をお認めいただきましたら、速やかに準備を進めて、7月下旬には配布して、10月末まで、おおむね3か月間の使用期間という方向で検討しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊の14ページの交通政策費です。私も所管なんで、ここで事細かく質問するつもりはないんですけど、やはり時間外勤務手当であったり、また、共助交通の運行委託料、それから、またAI乗合タクシーシステム使用料、それから、みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業補助金等々で2,200万円の予算を計上されていますので、特にこの金額の大きい部分に関して内訳を、ちょっと委員会のほうに提出をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為並びに地方債補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたって質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第53号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第53号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書37ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,329万9,000円とするものです。

歳出につきましては、44ページから45ページをご覧ください。

人件費の調整を増額阻止措置するとともに、同じく人件費の調整のため、一般会計繰出金を減額措置し、予備費で調整を行っております。

財源につきましては、42ページから43ページをご覧ください。

主に国庫補助金の調整交付金、地域支援事業交付金及び介護予防サービス収入で調整しております。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第54号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第54号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書46ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,991万3,000円とするものです。

歳出につきましては、52ページをご覧ください。

火災報知設備等の修繕料を増額措置しております。

財源につきましては、51ページをご覧ください。

基金繰入金で増額措置しております。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第55号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長(西川公一郎) それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第55号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

収益的収入のうち、下水道事業収益の営業外収益を11万3,000円減額し、1億5,702万円としております。収益的支出のうち、下水道事業費用の営業費用を11万5,000円減額し、2億785万2,000円とし、特別損失を2,000円増額し、641万7,000円としております。

また、資本的収入につきましては、企業債を570万円増額し、6,250万円に、他会計補助金を4万2,000円減額し、1億2,321万6,000円に、補助金を2,071万4,000円減額し、1,910万円としております。

資本的支出につきましては、建設改良費を1,505万6,000円減額し、5,733万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、4ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、下水道事業費用のうち総経費について、人件費の減額措置を行い、賞与引当金調整額として、その他特別損失の増額措置をしております。その上段の収益的収入につきましては、他会計補助金の減額を措置しております。

続いて、5ページをご覧ください。

資本的支出の処理場建設改良費について、智頭浄化センターエアレーション装置改築工事のうち、工事発注に際しまして、施工方法の見直しを行い、工事負担費の減額を措置しております。

また、上段の資本的収入につきましては、国庫補助金の内示による減額並びに他会計補助金の減額を、それに伴う財源確保のため、建設改良債を増額しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第56号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第56号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的収入のうち、下水道事業収益の営業外収益を30万8,000円増額し、1億9,930万円としております。収益的支出のうち、下水道事業費用の営業費用を27万9,000円増額し、2億2,458万8,000円とし、特別損失を2万9,000円増額し、196万8,000円としております。

また、資本的収入については、工事負担金を242万円増額し、資本的支出については、建設改良費を242万円増額するものでございます。

詳細につきましては、4ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、下水道事業費用のうち総経費について、人件費の増額措置を行い、賞与引当金調整額として、その他特別損失についても増額を措置しております。上段の収益的収入については、他会計補助金の増額を措置しております。

続いて、5ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、建設改良費について、県工事の米倉谷橋改良工事に伴う下水道管移設工事に係る工事請負費の増額措置をしております。

また、上段、資本的収入につきましては、県からの工事負担金を増額しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第57号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

西川水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書1ページをご覧ください。
議案第57号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的収入のうち、水道事業収益の営業外収益を32万円増額し、2,560万円としております。収益的支出のうち、水道事業費用の営業費用を32万円増額し、8,007万4,000円としております。

また、資本的収入については、工事負担金を550万円増額し、2,550万円に、資本的支出については、建設改良費を550万円増額し、3,799万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、水道事業費用のうち、総経費について人件費の増額措置をしており、収益的収入については、他会計補助金を措置しております。

続いて、資本的支出の建設改良費について、県工事の米倉谷橋改良工事に伴う水道管移設工事に係る工事請負費の増額措置をしております。

また、資本的支出につきまして、県からの工事負担金を増額しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第58号 令和5年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）についての補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 議案第58号 令和5年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをご覧ください。

収益的収入において、1,000万円を増額し、補正後収入額を18億4,7

45万2,000円に、また、収益的支出において、88万3,000円を増額し、補正後予算総額19億8,242万7,000円とするものでございます。

第3条 債務負担行為につきましては、医療機器の保守業務の委託と公用車のリースについて追加しております。

続いて、予算書11ページをご覧ください。

収益的収入の医業外収益、他会計補助金で、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、地方創生臨時交付金を財源に、一般会計からの繰入金により措置しています。

次のページの収益的支出では、警備委託料の増額分を措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 12ページの支出の経費です。警備委託料が増額になりましたよってという説明だったんですけど、増額理由を教えてください。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 増額理由としましては、警備関係の新規の契約に当たりまして、人件費、あと経費の増額があるため、契約額が増となる見込みがあるためでございます。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 新規でということの説明なんですけど、これは警備する範囲を広げたとか、そういう認識でよろしいんですか。そこをもう少し詳しくお願いします。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 警備範囲とか業務内容自体は同じものとなります。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 警備内容等は従来と変わらないということなんですけど、新規って先ほど言われた部分というのは、もう少しよく分からないんですけど、どの部分が増額になったかっていうのをもう少し詳しく説明してください。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 契約の公開ということになりますが、それに当たりまして、業者関係からの説明によりますと、人件費の高騰、あと経費のほうの増が理由で見積り額自体が上がってくるというような内容でございます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第59号 智頭町消防団条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案第59号 智頭町消防団条例の一部改正については、団員の定数を改正するものです。

議案書1ページをご覧ください。併せて、議案説明資料1ページ上段もご覧いただきたいと思います。改正内容につきましては、議案書2ページをご覧ください。

消防団員が減少する傾向にあり、実態に合わせて、第5条の団員の定員を347名に改正するものです。

施行期日は、公布の日からであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第60号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案書3ページをご覧ください。

議案第60号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

選任したい者、八頭郡智頭町大字大背118番地2、寺坂英之。昭和33年3月29日生まれ。これは、固定資産評価審査委員会委員寺坂英之氏の任期が本年8月29日で満了となりますので、引き続き当氏を選任したいので、地方税法第

423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、令和8年8月29日までの3年間です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第61号 智頭町農業委員会委員の任命についてから、日程第26、議案第74号 智頭町農業委員会委員の任命についてまでの14議案を一括して補足説明を求めます。

なお、個別議案についての質疑があるときは、議案番号をお示してください。

山本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山本 進） 議案書4ページの議案第61号から、17ページの議案第74号までの智頭町農業委員会委員の任命についてを説明します。

これは、本年7月20日から令和8年7月19日までの3年間の任期の農業委員14名の任命について、本議会の同意を求めるものであります。

それでは、各議案につきまして、住所・氏名・生年月日を順次ご説明します。

議案第61号 八頭郡智頭町大字南方1084番地、草刈満男、昭和25年5月1日生まれ。

議案第62号 大字口宇波6番地、林 悦子、昭和33年6月27日生まれ。

議案第63号 大字新見215番地、細山周一、昭和52年7月9日生まれ。

議案第64号 大字三吉180番地3、浮田益実、昭和31年2月16日生まれ。

議案第65号 大字尾見46番地、青木正篤、昭和28年6月26日生まれ。

議案第66号 大字中原169番、葉狩健一、昭和25年8月16日生まれ。

議案第67号 大字東宇塚351番地、前川義憲、昭和29年11月8日生まれ。

議案第68号 大字早瀬195番地、長石憲太郎、昭和38年5月28日生まれ。

議案第69号 大字奥本155番地1、竹下るみ子、昭和22年10月1日生まれ。

議案第70号 大字慶所253番地、池本英夫、昭和27年8月18日生まれ。
議案第71号、大字埴師213番地、宮内敬介、昭和35年12月22日生まれ。

議案第72号 大字芦津159番地3、小宮山晃次、昭和35年8月22日生まれ。

議案第73号 大字西野639番地、春摘要、昭和32年6月2日生まれ。

議案第74号 大字智頭1775番地2、古谷葉子、昭和53年3月7日生まれ。

以上で、議案第61号から議案第74号までの説明を終わります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第27、議案第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案書18ページをご覧ください。

議案第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、本年9月30日で任期満了となる杉村さよ子氏の退任に伴い、新たに、小屋本弥生氏を推薦したいので、本議会の意見を求めるものです。

人権擁護委員として推薦したい者、住所 智頭町大字波多311番地、氏名 小屋本弥生。生年月日 昭和37年5月18日生まれ。

なお、委嘱後の任期は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間であります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第28、議案第77号 工事請負契約の締結についての一部変更について

の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

- 企画課長（酒本和昌） 議案書20ページになります。議案第77号 工事請負契約の締結についての一部変更についてでございます。

これは、旧那岐小学校改修工事（第2期）工事の締結について、令和4年8月12日に議決をいただいている件、令和4年12月4日に一部変更議決をいただいている件について、一部を変更することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

変更する箇所につきましては、請負金額中、7,823万900円を8,398万7,200円に改めるものでございます。

以上です。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第29、議案第78号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

- 税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案第78号、議案書21ページでございます。

これは、鳥取市と智頭町との一般廃棄物の償却等に関する事務の委託の廃止については、新可燃物処理施設リンピアいなばの供用開始に伴い、神谷清掃工場の閉鎖に伴う鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務委託を廃止するための協議について、地方自治法第252条の14第2項の規定により議決を求めるものでございます。

以上でございます。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第30、議案第79号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

原田地籍調査課長。

○地籍調査課長（原田誠之） 議案書 22 ページ、説明資料の 1 ページをご覧ください。

議案第 79 号 字の区域の変更についてでございます。

地方自治法第 260 条第 1 項の規定によりまして、令和 2 年 6 月から令和 2 年 10 月に実施いたしました地籍調査事業の大字中原地区の一部、計画面積 0.27 平方キロメートルの一筆地調査を実施した成果により、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。

なお、字の区域の変更の詳細につきましては、議案書 23 ページから 25 ページに記載してございます。

変更の日は、国土調査法の規定による認証の日でございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 31、報告第 1 号から日程第 33、報告第 3 号については、質疑の終了をもって報告は終了となりますので、ご了解ください。

日程第 31、報告第 1 号 令和 4 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、報告第 1 号をご覧ください。

報告第 1 号 令和 4 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

これは、3 月の定例会において、それぞれの繰越事業における限度額を議決いただきましたが、一般管理費ほか 17 事業につきまして、繰越額及び財源内訳が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第32、報告第2号 放棄した債権の報告についての補足説明を求めます。
西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案書26ページから27ページを
ご覧ください。

報告第2号 放棄した債権の報告についてでございます。

これは、智頭町債権管理条例第14条の規定により、放棄した債権について、
同条例第15条の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、調書に記載しておりますとおり、一般会計住宅使用料1
件、1万9,288円、事由としましては、債権管理条例第14条第1項7号、
時効の援用でございます。

続きまして、住宅新築資金貸付事業会計のうち、住宅新築資金貸付収入1件、
220万9,505円、事由は、債権管理条例第14条1項9号、死亡でござい
ます。

宅地取得資金貸付収入1件、13万734円、事由は、債権管理条例第14条
1項9号、死亡でございます。

次に、病院事業会計医療費7件、109万125円、事由としましては、債権
管理条例第14条1項7号、所在不明でございます。

以上の合計で、10件、344万9,652円となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 放棄した債権の報告ということで、ルールに基づいて
粛々と進められた結果というふうに認識をしているんですけど、この病院事業会
計の中の7件で100万円、所在不明ということは、亡くなられたということでは
なしに、住所を変えられたけど、なかなかその先が分からない、そういう認識
になるんですか、いかがですか。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 先ほどの債権の放棄につきましては、亡くなられ
たということは確認できないんですが、住所が変わられたり、引っ越しされた
ということで、所在が不明となってしまった事案に基づくものであります。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第33、報告第3号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。
迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案28ページをご覧ください。

報告第3号 法人の経営状況についてでございます。

これは、4月26日に監査を受け、5月18日に開催の理事会で承認を得ました智頭町土地開発公社の決算について、地方自治法の規定により報告するものであります。

そうしますと、財務諸表の1ページ、決算報告書をご覧ください。

中ほどの列にそれぞれの決算額を記載しております。まずは、収益的収支の収入決算額ですが、168円、これは預金利息になります。

次に、支出決算額ですが、2万7,000円、内訳は、法人税2万1,000円と理事報酬6,000円になります。

続いて、資本的収支の収入決算額ですが、2,000万円、これは借入金になります。

次に、支出決算額ですが、2,006万1,616円、これは償還金元金2,000万円と借入利息6万1,616円になります。

借入れ状況につきましては、7ページに示しておりますので、ご覧ください。

次に、5ページの財産目録をご覧ください。

資産総額は3,011万5,056円、負債総額は2,000万808円、差引き正味財産が1,011万4,248円で、現金預金明細は6ページに示しております。

なお、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等の関連資料も添付しておりますので、そちらもご覧ください。

決算報告は以上となります。

最後に、5ページに示す用地ですけれども、県発注の砂防工事が始まったこともあり、当面は工事関係の車両進入路、また、資材置き場等として活用される予定となっておりますことを申し添えます。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第34、議案第76号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

なお、この議案につきましては、本日可否の決定を行います。

これから補足説明及び質疑を行います。

議案の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書19ページになります。

議案第76号 工事請負契約の締結についてでございます。

これは、工事請負契約を締結することについて、地方自治法の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

1. 工事名、智頭町定住促進住宅新築工事。2. 工事場所、智頭町大字三田地内。3. 請負金額、8,194万122円。4. 契約の相手、智頭町大字智頭57番地1、有限会社中村建装、代表取締役 河村隆。5. 契約方法、指名競争入札でございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 指名競争入札ということですので、何者の指名が行われたのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） すみません。指名ですけども、6者か7者だったか、応札されたのが3者でした。すみません。ちょっと指名業者は今不明なので、また報告させていただきます。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 今回、3棟分ということで、当初予算の中で計上されておりまして、これまで5棟建てられていて、これ町長の公約でやっと動き出したなというふうに思ってるんですけど、私の認識では、今回の3棟もこれまでの

5棟も同一業者かなというふうに認識しております。それぞれ競争入札をされた中で、ちゃんとしたルールに基づいて落札されてるというふうな認識ではあるんですけど、やはり県のほうでは、同一事業の場合は偏らないようにというふうな措置も講じられてるっていうふうにも聞いておりますので、そういったことも検討されたのかどうかっていうことをちょっと聞かせていただけますか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） やはり町内の業者を指名するということが重要だというふうに考えておりますので、県でいうと、業者たくさんあると思います。しかしながら、町でいいますと限定されますので、その辺は考慮しづらいのかなというふうには考えています。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 町内でということであれば、それ結果としては、同一業者になってしまったということで、それはいたし方ないと思います。

あとこれ約8,100万円ですね。となると、1棟当たりが2,700万円うちゅうことですね。そういう計算でよかったですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） そのとおりでございます。

10議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） となると、やはり1棟当たりが結構高額になってきている。やっぱりこれは物価高騰云々っていうようなところが加味されておるといいうそういう認識でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これまで建てた5棟と比べて、やはり単価、人件費等が高騰しておりますので、このような結果になったということでございます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

執行部はそのまま、議員の皆さん、全協室へお集まりください。

休 憩 午前11時51分

再 開 午前11時54分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第34、議案第76号 工事請負契約についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第35、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、6月10日から6月15日までの6日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、6月10日から6月15日までの6日間を休会することに決定しました。

6月9日は、午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会等を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る6月16日は本会議を開き、委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午前 1 1 時 5 6 分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和5年6月8日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 田 中 賢

智頭町議会議員 谷 口 翔 馬